

事務所だより

第131号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

標準報酬月額の特例改定について

新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、報酬が著しく下がった社会保険被保険者は、事業主からの届出によって、社会保険料の標準報酬月額を通常の随時改定ではなく、翌月から改定が可能となりました。

特例改定の要件とは

次の①～③全ての要件を満たした場合に、報酬が急減となった月の翌月の標準報酬月額から改定されます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（一時間以上）があったことにより、令和二年四月から七月までの間に報酬が著しく低下した月が生じている。

② 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（一か月分）が、これまでの標準報酬月額に比べて、二等級以下下がっている。

③ 標準報酬月額の特例改定による改定内容に被保険者本人が書面により同意している（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含む）。

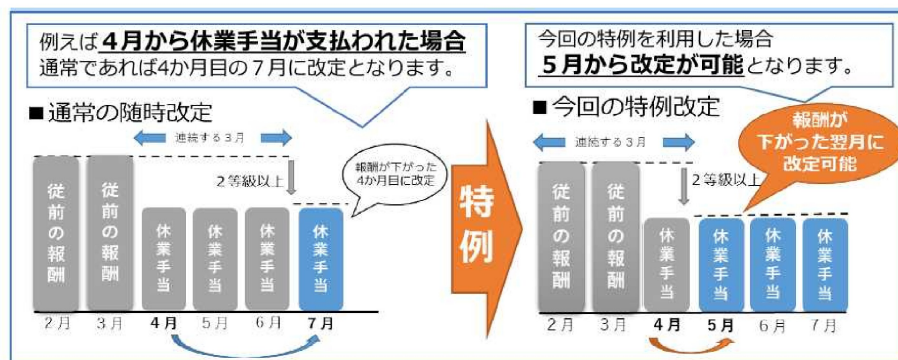
なお、被保険者期間が急減月を含めて三か月未満の方については、特例改定の要件となる被保険者期間を満たさないため、特例改定による届出の対象とはなりません。

また、この特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことや届出後に急減月の選択を変更することはできません。

届出方法と届出期間など

『被保険者月額変更届（特例改定用）』様式を使用し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例改定を申し立てる被保険者のみを記載します。

添付書類は、『新型コロナ



ウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書が必要で、一回の届出に当たり、一枚の申立書を添付します。

なお、休業命令が確認できる書類や出勤簿、賃金台帳、本人の本特例改定の申請内容への同意書などは添付不要ですが、届出等の内容を確認できる書類を届出日から二年間保存しておきます。

届出期間は、令和二年六月二十六日（金）から令和三年二月一日（月）までです。

受付期間内は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響がありますので、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出するといでしょう。

届出先は、管轄の年金事務所窓口へ持参または郵送、電子証明書を利用した「マイナンバー」からの電子申請（GビズIDを利用した電子申請、電子媒体による申請は不可）となります。



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

「過重労働解消キャンペーン」の 重点監督実施結果を公表

厚生労働省は、昨年十一月に実施された「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表しました。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含めて、労働基準関係法令の違反が疑われる8,940事業場に対して集中的に実施されたものです。

その結果は、次のとおりです。

法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場

① 違法な時間外労働があったもの…
3,602事業場(40.5%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が、
月80時間超…913事業場(25.3%)
月100時間を超えるもの…
537事業場(14.9%)
月150時間を超えるもの…

110事業場(3.1%)
月200時間を超えるもの…
23事業場(0.6%)
② 賃金不払残業があったもの…
654事業場(7.3%)
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの…
1,832事業場(20.6%)

健康障害防止のため指導票を交付した事業場

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したもの…
3,443事業場(38.7%)
② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの…
1,553事業場(17.4%)

【参考】監督指導事例

長時間労働が原因で精神障害を発症したとして労災請求が行われた事業場に対し、立入調査を実施した結果、労働者6人が1か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち4名は、36

基本手当日額等の変更

令和2年8月1日より雇用保険の基本手当日額等が変更されました。

今回の変更は、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことに伴うものです。詳細は、次のとおりです。

① 基本手当の上限額と下限額

(1) 基本手当の日額の上限額

60歳以上65歳未満	7,150円	→	7,186円(+36円)
45歳以上60歳未満	8,330円	→	8,370円(+40円)
30歳以上45歳未満	7,570円	→	7,605円(+35円)
30歳未満	6,815円	→	6,850円(+35円)

(2) 基本手当の下限額

65歳未満の全年齢	2,000円	→	2,059円(+59円)
-----------	--------	---	--------------

(いずれも年齢は、受給資格に係る離職の日における年齢です。)

② 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額

	1,306円	→	1,312円
--	--------	---	--------

③ 高年齢雇用継続給付の支給限度額と60歳到達時等の賃金月額

(1) 支給限度額	360,169円	→	363,359円
-----------	----------	---	----------

(2) 60歳到達時等の賃金月額	363,344円	→	365,114円
------------------	----------	---	----------

協定で定めた上限時間(特別条項…月100時間、年600時間)を超える違法な時間外労働(最長…月306時間)が認められた。また、特別条項による月45時間の限度時間を超える回数が年6回を超えていた。深夜労働を行って



対して、半年に1回の健康診断を実施していなかった。

〇雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

〇労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

〔労働基準監督署〕

八月の労務手続
「提出先・納付先」

三十一日

〇健保・厚生保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
〇日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕
〇労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
〇外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者ではない労働者)
〔公共職業安定所〕

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。
気温35℃以上の高温で閉口している毎日です。
今年はマスク着用での外出・会話となり、肌荒れが気になっています。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com